

みらいTO日本語学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は、将来的に福祉業界での活躍を希望する外国人を中心に日本の高等教育機関へ進学するために必要な日本語教育を行い、国際社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学院は、「みらいTO日本語学院」という。

(位置)

第3条 本学院は、岐阜県大垣市南一色町593-14に置く。

(自己点検)

第4条 本学院は、教育の一層の充実を図り、目的及び社会的使命を達成するため、自己点検及び評価を定期的実施する。

2 前項の詳細は別途細則にて定める。

第2章 課程、修業期間、収容定員及び休業日

(課程・修業期間・収容定員)

第5条 本学院の課程、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

課程名	修業期間	収容定員	クラス数	入学時期	授業時間帯
進学2年課程	2年	72 名	4 クラス	4月	I 部(午前開始) II 部(午後開始)
進学1年6か月課程	1年6か月	72 名	4 クラス	10月	III 部(I 部・II 部によって異なる)

2 課程カリキュラムに基づき指導をおこなう。習熟度に応じたクラス編成を行う際には進学2年課程生および進学1年6か月課程生が同一クラスとなる場合がある。

3 本学院における学年は、4月入学者及び10月入学者を問わず、当該年度の4月から翌年3月までをもって1学年とする。

(始期・終期等)

第6条 本学院の各課程は、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間における学期は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までを前期とする

(2) 10月1日から3月31日までを後期とする

(休業日)

第7条 本学院の休業日は、次のとおりとする。

(1)土曜日

(2)日曜日

(3)国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4)夏季休業（8月上旬から 25 日程度）

(5)秋季休業（10月上旬 1 週間程度）

(6)冬季休業（12月下旬から1月上旬 20 日程度）

(7)春季休業（3月下旬から 4月月上旬 20 日程度）

(8)その他本学院の定める創立記念日等

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。特に補習対象者として指定された学生は休業期間中であっても受講が義務付けられる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 一日の授業の時間帯はⅠ部(9時始業、12時40分終業)、Ⅱ部(13時10分始業、16時40分終業)の二部制とし、学生は学院の指定するいずれかの時間帯に受講するものとする。

さらに、一般教養科目および選択科目(介護志望者向け)のためにⅢ部(Ⅰ部受講者の場合は 14 時始業、16 時10分終業、Ⅱ部受講者の場合は 17 時始業、19 時10分終業)を設置し、時間帯や授業内容を柔軟に調整するものとする。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程および授業時数)

第9条 本学院の各教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする(Ⅰ部およびⅡ部)。Ⅲ部における1単位時間は60分とする。

教科区分	進学2年課程（1672時間）		進学1年6か月課程（1254時間）	
一般教養	日本文化・異文化理解に関する授業	76 週(152 時間)	日本文化・異文化理解に関する授業	57週(114時間)
専門	初級Ⅰ	19 週(380 時間)	初級Ⅱ	19 週(380 時間)
専門	初級Ⅱ	19 週(380 時間)	初中級	19 週(380 時間)
専門	初中級	19 週(380 時間)	中級	19 週(380 時間)
専門	中級	19 週(380 時間)		

2 校長は、より高い学習効果を図るため授業内容の一部を変更することができる。

(学習の評価・進級規定)

第10条 学生の学業成績に対する評価は、定期試験、小テスト、提出物・自己評価等を総合して決定し、A、B、C、D、Eまでの5段階で評価するものとする。

2 成績不良の者に対しては、課題の実行、補習授業への出席等命じるものとする。なお、著しく学業不良の者については、退学を勧告するものとする。

3 1年次の評価がB以上の者は、次年度に進級することができる。

(教職員組織)

第11条 本学院に次の教職員を置く。

(1)校長

(2)主任教員

(3)教員 6人以上(うち専任3人以上)

(4)生活指導担当者 1人以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業、帰国及び賞罰等

(入学資格)

第12条 本学院正規課程への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1)12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2)年齢が18歳以上の者

(3)正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(4)修学目的が明確であり、学費及び生活費を支弁できる者

(入学時期)

第13条 本学院への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第14条 本学院への入学手続は、次のとおりとする。

(1)本学院に入学しようとする者は、本学院が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

(2)前号の手続を完了した者に対して選考を行い、合格者を決定する。

(3)選考に合格した者は、指定期日までに第23条に定める学生納入金及び必要な書類を添えて入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって5日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他の必要書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を所定の書類に記し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第17条 他の日本語教育機関から転入を希望する者は、所属している教育機関の許可を立証した上で、事由説明を含む所定の書類を提出し、転入試験に合格して、本学院の入学許可を得なければならない。

(転学)

第18条 他の日本語教育機関への転学は原則認めない。但し、婚姻その他の事情により転居・転学がやむを得ないと校長が判断した場合のみ特別に許可する。転学希望者は所定の転学希望願いを本学院に申請し、諸経費の清算を終えた上で、転学先の合格通知の写しを本学院に提出しなければならない。

(修了・卒業の認定)

第19条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第10条に定める学習の評価及び学則細則で定める評価基準に基づき、所定の成績を修めた者に対して、当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学院所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第20条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第21条 学生が、この学則その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍退学の3種とする。

3 前項の除籍退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(帰国)

第22条 本学院を退学し、又は除籍退学処分を受けた学生は退学の日から1週間以内に本国へ帰国しなければならない。その帰国については、原則として、本学院の教職員が出国するまで学生に同行するものとする。

2 本学院卒業後、進学・就職の見込みがなく、かつ在留資格を有しない者についても、前項の規定を準用する。

3 一時帰国を希望する学生は本学院の許可を得、速やかに再入国許可の申請手続をするものとする。

4 学期途中における本国への一時帰国は原則として認めない。ただし、以下の番号のいずれかに該当する場

合はこの限りではない。この場合、学生は、これらを証明する関係書類を提出するものとする。

- (1)本国での治療を要する健康状態にある場合
- (2)二親等以内の親族の冠婚葬祭に出席する場合
- (3)二親等以内の親族が急病で入院した場合
- (4)卒業後の進学・就職に関する急務がある場合
- (5)兵役等国民の義務に関する事項がある場合
- (6)その他本学院が正当な理由であると判断した場合

第5章 学生納入金

(学生納入金)

第23条 本学院の学生納入金は、次のとおりとする。なお、記載はすべて総額表示とする。

(1)入学検定料 22,000 円

(2)進学2年課程

進学2年課程納入金	1, 804, 000円	2年間合計
-----------	--------------	-------

入学時の納入金及び2年進級時の納入金の内訳は、以下の表のとおりとする。

ア. 入学時の納入金(1年分)

	項目	金額	備考
1	入学金	55, 000円	
2	授業料	726, 000円	
3	その他	148, 500円	下記内訳
	教材費	(66,000 円)	
	課外活動費	(38,500 円)	
	保険料	(14,300 円)	
	健康管理費	(16,500 円)	
	設備費	(13,200 円)	
	合計	929, 500円	

イ. 2年進級時の納入金(1年分)

	項目	金額	備考
1	授業料	726, 000円	
2	その他	148, 500円	下記内訳
	教材費	(66,000 円)	
	課外活動費	(38,500 円)	
	保険料	(14,300 円)	
	健康管理費	(16,500 円)	

	設備費	(13,200 円)	
	合計	874, 500円	

(3)進学1年6か月課程

進学1年6か月課程納入金	1, 366, 750円	1年6か月間 合計
--------------	--------------	-----------

入学時の納入金及び2年生進級時の納入金の内訳は、以下の表のとおりとする。

ア. 入学時の納入金(1年分)

	項目	金額	備考
1	入学金	55, 000円	
2	授業料	726, 000円	
3	その他	148, 500円	下記内訳
	教材費	(66,000 円)	
	課外活動費	(38,500 円)	
	保険料	(14,300 円)	
	健康管理費	(16,500 円)	
	設備費	(13,200 円)	
	合計	929, 500円	

イ. 2年生進級時の納入金(6か月分)

	項目	金額	備考
1	授業料	363, 000円	
2	その他	74, 250 円	下記内訳
	教材費	(33,000 円)	
	課外活動費	(19,250 円)	
	保険料	(7, 150円)	
	健康管理費	(8, 250円)	
	設備費	(6, 600円)	
	合計	437, 250 円	

(納入)

- 第24条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 学生が休学した場合、特別な事由として認めた時は、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由があると認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第25条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を15日以上滞納し、その後

においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対し除籍退学を命ずることができる。

（学生納入金の返還）

第26条 既に納入した学生納入金は、原則として返還しない。但し、入学前に志願者が入学を辞退した場合は、入学検定料と入学金を除く学生納入金を返還する。

2 前項の詳細は別途細則にて定める。

第6章 雑則

（学生寮）

第27条 本学院に学生寮を置く。学生寮に関する事項は、校長が別に定める。

（健康診断）

第28条 健康診断は、各学生に対して毎年1回、別に定めるところにより実施する。

（細則）

第29条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和7年10月1日から施行する。